

# 一般財団法人 山梨県教職員互助組合 運営規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人山梨県教職員互助組合（以下「法人」という）定款第43条第3項及び第50条規定により、この法人の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 事 業

(事 業)

第2条 この法人は、定款第4条の規定により、次の事業を行う。

1 教育文化事業

- (1) 教育文化の振興に関する事
- (2) 児童・生徒の体育・文化の向上に関する事
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 一般事業

(1) 福祉給付事業

- ① 会員医療見舞金
- ② 療養見舞金
- ③ 入院療養見舞金
- ④ 災害見舞金
- ⑤ 死亡弔慰金
- ⑥ 出産見舞金
- ⑦ 入学祝金
- ⑧ 卒業祝金
- ⑨ 結婚祝金
- ⑩ 永年勤続退会記念品
- ⑪ 介護手当金
- ⑫ 永年加入無給付者給付金

(2) 厚生事業

- ① 会員のための福利厚生事業
- ② 給与振込に伴う「その他振替」事務
- ③ その他の事業

3 退職生業資金給付事業

4 貸付事業

(1) 一般貸付

- ① 生活資金貸付
- ② 自動車貸付
- ③ 教育資金貸付

(2) 住宅貸付

5 保険事業

- ① 互助団体生命共済
- ② 拠出型企業年金保険
- ③ 一時払退職後終身保険

6 団体契約、斡旋事業

(1) 保険会社との団体契約

- ① 月払団体扱生命保険

② 月払団体扱損害保険

(2) 斡旋、物資供給

- ① 指定商社・商品
- ② 指定施設（機関）
- ③ その他

7 退職互助部事業

(1) 給付事業

- ① 療養補助金
- ② 入院見舞金
- ③ 死亡弔慰金
- ④ 長寿祝品
- ⑤ 退会金
- ⑥ 療養補助金無給者祝金

(2) 福祉事業

- ① 人間ドック補助金
- ② 相談事業
- ③ 各種事業（地区）レクの集い・趣味の集い・懇親会・フィールドワーク他
- ④ その他厚生に関すること

(3) 貸付事業

- ① 生活資金貸付

8 その他の事業

(1) 受託事業

- ① （公財）日本教育公務員弘済会山梨支部
- ② 教職員共済生活協同組合山梨県事業所
- ③ （株）山梨教互
- ④ 山梨県教育委員会
- ⑤ その他

(2) その他目的達成のために必要なこと

（施行諸規程・細則）

第3条 前条規定の事業の施行に必要な事項については、別に定める。

### 第3章 会 員

（会 員）

第4条 定款第43条に規定するものとする。

（会員の種類）

第5条 この法人の会員を現職会員と退職会員に分ける。ただし、任期付教職員、臨時的任用教職員、会計年度任用職員、暫定再任用教職員は、現職会員から除く。

（資格の取得）

第6条 会員の資格は、この法人への加入申込によって取得する。但し、現職会員は加入と同時に退職互助部員となる。

2 退職会員は、退職の日に現職会員で、45歳に達した後に退職した者で、指定期日までに継続加入の申し込みを行い、会費を納入することによって取得する。

3 加入継続手続きについては、定年退職者は退職時及びその次年度終了時の2回とする。定年前退職者は同年齢会員の定年退職までの毎年度終了時とする。

（資格の喪失）

第7条 会員が、次の各号に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

(1) 現職会員

- ① 死亡したとき
- ② 退職したとき
- ③ 理事会、評議員会の議を経て、理事長が脱退を承認したとき  
ただし、人事交流等により会員の身分を喪失した者で引き続き、この法人への加入を希望する者は、一時中断者として会員の資格を保持することができる。

(2) 退職会員

- ① 死亡したとき
- ② 83歳以上で退会の申し出をしたとき
- ③ 特別な事由で理事長が退会を認めたとき

(権 利)

第8条 会員は、次の権利を有する。

(1) 現職会員

- ① 給付又は貸付を受ける権利
- ② 事業に参加する権利
- ③ この法人の施設を利する権利
- ④ 会計を閲覧する権利

(2) 退職会員

- ① 給付又は貸付を受ける権利
- ② 事業に参加する権利
- ③ この法人の施設を利用する権利
- ④ 会計を閲覧する権利

(義 務)

第9条 会員は、次の義務を負う。

- (1) この法人の諸規程及機関の決定に服する義務
- (2) 会費を納入し、貸付金を弁済する義務

(権利の譲渡禁止)

第10条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(除 名)

第11条 互助組合の目的に反し、名誉を傷つける行為、或いは運営を阻害する行為のあったものは、理事会、評議員会の議を経て、除名することができる。

(評議員会及び理事会の決議)

第12条 定款第19条及び第33条に定める評議員会の決議を要する基準、規定及び規則を次の事項とする。

- (1) 評議員費用弁償支給基準
- (2) 理事及び監事費用弁償支給基準
- (3) 代表理事及び業務執行理事の報酬等に関する規程
- (4) 運営規則

2 定款第50条に定める理事会の決議を要する規則及び規程を次の事項とする。

- (1) 運営規則
- (2) 事業規程
- (3) 財産管理及び資金運用規程
- (4) 事務局業務規程
- (5) 委員会規則
- (6) その他必要な事項

(地 区)

第13条 この法人の事業に応じて、次の地区に分ける。

東山梨  
笛吹  
峡南  
中巨摩  
北巨摩  
南都留  
北都留  
甲府

#### 第4章 役員・評議員の選出

(理事の選出)

第14条 理事は、次の基準により選出する。

- (1) 山梨県教職員互助組合から3名
- (2) 山梨県教職員組合から3名
- (3) 山梨県公立小中学校長会から1名
- (4) 山梨県公立小中学校教頭会から1名
- (5) 山梨県教育委員会から1名
- (6) 学識経験者から1名
- (7) 日本教育公務員弘済会山梨支部から1名
- (8) 教職員共済生活協同組合山梨県事業所から1名

2 理事長・専務理事・常務理事の在任期間を通算して6年を超えることはできない。

(監事の選出)

第15条 監事は、次の基準により選出する。

- (1) 山梨県教職員組合から1名
- (2) 山梨県公立小中学校長会から1名
- (3) 山梨県公立小中学校教頭会から1名

(評議員の選出)

第16条 評議員は、次の基準により選出する。

- (1) 山梨県教職員組合から1名
- (2) 山梨県公立小中学校長会から1名
- (3) 山梨県公立小中学校教頭会から1名
- (4) 山梨県退職教職員協議会から1名
- (5) 山梨県教育研究所から1名
- (6) 山梨県PTA協議会事務局から1名

#### 第5章 給付及び会費

(給付の条件)

第17条 第2条の給付の額と条件は、別に定める。

(給付の制限)

第18条 給付は、会員の請求によって行う。ただし、次の各号の1に該当する場合には、その一部又は全部を返還させることがある。

- (1) 給付の原因が、会員の故意によったとき
- (2) 給付又は貸付の理由に虚偽の事実があったとき
- (3) 第9条の義務を履行しないとき

- (4) 請求又は受領に関し、不正の事実があったとき
- (5) 互助組合の事業の発展を阻害する行為があったとき  
(権利の消滅)

第19条 給付は、その原因である事実が発生した日から3年以内に請求しなければその権利を消滅する。ただし、会員としての資格を喪失した場合、退職生業資金又は退会金の給付を受けた日以降は、請求することができない。また、退互部事業に関しては別に定める。

(権利の存続期間)

第20条 給付又は、その原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じたものに限り、これを行う。

(請求者及び遺族の順位)

第21条 給付又は貸付の請求は、会員又は会員であった者が行わなければならない。ただし、会員が死亡したときの給付の請求権の順位は、会員であった者が死亡前に、特別の意志を表示しない限り、民法の定めるところによる。

(扶養家族及び家族の範囲)

第22条 会員の扶養家族とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 公立学校共済組合の扶養家族として認定された75歳未満の者
- (2) 給与において扶養手当が認定されている75歳以上の者
- 2 会員の家族とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 前項に規定する扶養家族
- (2) 配偶者・子ども及び父母・兄弟

(会費)

第23条 現職会員の会費(以下「掛金」という。)は、その月の1日現在の本俸(含調整額)の100分の1とする。ただし、傷病に起因する休職発令を受け、給与及び手当等の支給を一切受けることができなくなった者は、納付を免除する。

- 2 現職会員が、育児休業の承認を受け、給与手当等の支給が停止されたときは、育児休業終了後の最初の給与から、育児休業中の掛金(退職生業資金掛け金を除く)を一括納入するものとする。
- 3 現職会員が、海外派遣随行に伴う休職のため、給与及び手当等の支給が停止されたときは、休職発令中の掛金は免除する。
- 4 掛金の計算基準は、その月の1日(ついたち)現在とし、円未満の端数が生じたときは切捨てとする。

(掛金の使途)

第24条 掛金の20%は、給付、厚生、教育文化事業に要する費用にあて、80%を退職生業資金事業に要する費用にあてる。

(掛金等の納入)

第25条 掛金等の納入方法は、山梨県職員の互助会に関する条例第5条の規定による。

- 2 前項以外のものは、直接又は各地区を通して納入しなければならない。

(現職会員の期間計算)

第26条 現職会員としての期間の計算は、月をもって基準とし、休職期間中も加算する。

(退職会員の会費)

第27条 退職会員の会費は、継続加入時に毎年検討して決定する額を納入する。早期退職者で継続加入した会員は、定年時期を迎えたときに、定年退職者との差額を支払う。

## 第6章 会 計

(会計・経理規定の制定)

第28条 会計及び経理に関する必要な事項は別に定める。

(監 査)

第29条 監事は、半年毎に、会計帳簿を監査しなければならない。

## 第7章 事 務 局

(組 織)

第30条 事務局に係をおく。係及び分掌事務は別に定める。

(職 員)

第31条 事務局に、次の職員をおくことができる。事務局長、参事、事務局次長、係長、主任、職員、  
嘱託

- 2 事務局長は、理事長の命を受けて、この法人の事務を処理する
- 3 参事は、事務局長の命を受けて、この法人の事務をつかさどる
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時は、その事務を代行する。
- 5 係長、主任、職員及び嘱託は、上司の命を受けて事務をつかさどる。

## 第8章 所属所及び所属所長

(所属所及び所属所長)

第32条 互助組合に所属所及び所属所長をおく。

- 2 所属所、又は所属所長とは、公立学校共済組合において定める所属所及び所属所長をいう。  
ただし、前記以外の所属所は、理事長が定める。
- 3 所属所は、互助組合の諸規程に定めるもののほか、会員との連絡に関する事項を所掌する。

## 第9章 補 則

(規則の変更)

第33条 この規則を変更しようとするときは、評議員会及び理事会で議決しなければならない。

(適 用)

第34条 この規則は、一般財団法人山梨県教職員互助組合の登記の日から実施する。

- 2 平成27年4月1日 一部改正実施
- 3 平成28年4月1日 一部改正実施
- 4 平成31年4月1日 一部改正実施
- 5 令和 3年4月1日 一部改正実施
- 6 令和 5年4月1日 一部改正実施
- 7 令和 6年4月1日 一部改正実施